



空き缶等の散乱防止に関する 標語作品の募集

北海道では「北海道空き缶等の散乱防止に関する条例」が施行されており、道路、公園、河川、海岸、その他の公共の場所や私有地に、空き缶等をポイ捨てすることを禁止しています。また、歩きたばこや、吸い殻入れが付近に設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないときの喫煙は自粛を求めています。条例では、広く空き缶等の散乱防止についての関心と理解を深めるため、6月1日から6月30日までを「空き缶等散乱防止期間」と定め、その趣旨にふさわしい各種の取組をすすめています。

この月間の趣旨を道民の皆様や事業者の皆様にご理解いただくとともに、環境美化や空き缶等の散乱防止の重要性への関心と理解を深めるため、空き缶等の散乱防止をテーマとした標語を募集します。

応募資格 ●道内に在住する個人

内容(テーマ) ●環境美化の大切さや空き缶等の散乱防止を訴えるもの。

作品の規格等 ●15字から40字程度。

応募方法

●未発表の作品であること。一人何点でも応募できます。

ハガキ、電子メール、ファクシミリ1通に1作品を記入し、住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号等をご記入の上、次の宛先までお送りください。

▶北海道環境生活部 環境室環境政策課 環境推進グループあて

●郵送等の場合 〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

●ファクシミリ 011-232-1793

●電子メール kansei.kansei1@pref.hokkaido.jp

募集締切 ●平成17年9月9日(金) [必着]

留意事項

●入賞入選作品の公開にあたって、住所及び氏名を非公開とする場合にはその旨を付記してください。

審査

●応募作品については、審査会を設け、入賞者(最優秀賞1点、優秀賞2点)入選者(佳作等)を決定します。審査結果は、入賞者及び応募校に通知し、賞状と記念品を贈呈します。また、入賞作品については、北海道庁のホームページ上で作品の写真、氏名、学校名及び学年を掲載するとともに、各種パネル展において展示します。

なお、応募作品は、返却いたしません。入賞・入選作品に関する著作権法第21条から第28条に規定する権利は、北海道に帰属すること及び著作者は北海道などが作品を利用する場合、氏名表示権の行使を行わないことを応募の条件とします。

■主催/北海道 ■後援/北海道教育委員会

■北海道 環境生活部 環境室環境政策課 環境推進グループ
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

☎011-231-4111 (内線24-222)

Eメール: kansei.kansei1@pref.hokkaido.jp

■留萌支庁 地域政策部 環境生活課 環境保全係

☎0164-42-1511 (内線2971)

